

3. 試験と成績評価

1) 定期試験

- (1) 定期試験は、原則として前期試験及び後期試験とする。
- (2) 単位の認定は、原則として前期及び後期の両定期試験を受験しなければ認定されない。
- (3) 定期試験は、授業を行った全科目について行う。ただし、科目によっては試験以外の方法で成績を評価することがある。
- (4) 時間割については、試験開始の約1週間前までに掲示・配布によって発表する。
試験時間は、1時限を60分とする。

2) 総合試験

- (1) 年度末に総合試験を実施する。

3) 追試験

- (1) 追試験は、定期試験及び総合試験を欠席した者に対して審査のうえやむを得ない事由があると認められた場合にのみ行う。
- (2) 試験を欠席し、追試験を希望する場合は、「欠席届」に証明書を添えて速やかに教務課へ提出しなければならない。なおかつ定められた期日に教務課で「追・再試験受験願」の手続きをしなければならない。
- (3) 追試験は、各期定期試験及び総合試験終了後に各々行う。
- (4) 追試験料は1科目4,000円とする。

4) 再試験

- (1) 再試験は、定期試験及び総合試験を受験して不合格となった者に対して、各期定期試験及び総合試験終了後に行う。なお、試験結果（可否）については、試験終了後随時掲示により発表する。
- (2) 定期試験及び総合試験を受験せずに不合格となった科目については、再試験は行わない。
- (3) 再試験を希望する場合は、定められた期日に教務課で「追・再試験受験願」の手続きをしなければならない。
- (4) 再試験料は1科目4,000円とする。

5) 受験上の注意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、定期試験を受験することができない。
 - ① 授業料、その他諸納付金が未納の場合。
 - ② 授業への出席日数が、各期授業時間数の80%に達しない者。
 - ③ 学生証又は「追・再試験受験願兼領収書」を所持していない場合。
 - ④ 休学中の場合。
 - ⑤ 受験科目の試験開始時刻に25分以上遅刻した場合。
- (2) 試験場においては、次の事項を守らなければならない。
 - ① 受験中は、学生証又は「追・再試験受験願兼領収書」を机上に提示しておくこと。
 - ② 学生証を忘れた場合は、教務課において「仮学生証」の交付を受け、これを机上に提示すること。（「仮学生証」は当日限り有効とする。交付料は1日1,000円）
 - ③ 試験開始後30分以上経過しなければ、答案を提出して退出することはできない。
 - ④ 試験場における行動は、すべて監督者の指示に従わなければならない。監督者の指示に従わない場合は、受験を停止し、退場を命ずる。

(3) 次の場合は、その答案は無効とする。

- ① 無記名の場合。
- ② 指定された試験会場で受験しなかった場合。
- ③ 他人の答案の「学籍番号」・「氏名」を書き直した場合。

(4) 不正行為

- ① 受験中に不正行為を行った者に対しては、即時退場を命じ、その学期における評価を行わない。
なお、学則による懲戒処分については、教授会の議を経て別に行う。
- ② 次の事項に該当する行為をなした場合は、これを不正行為と見なす。
 - ・私語、態度不良について注意を与えても改めない場合。
 - ・カンニングペーパーの使用、又は机・辞書等への書き込み。
 - ・他人の答案の書き直し、又は書き写した場合。
 - ・許可されていない教科書等の参照。
 - ・物品の貸借。
 - ・他人が受験、又は他人に受験を依頼した場合。
 - ・学籍番号・氏名等を故意に偽って記入した場合。
 - ・問題用紙、及び答案を無断で試験会場外へ持ち出した場合。
 - ・監督者の指示に従わない場合。
 - ・その他不正行為と判断される行為を行った場合。

6) レポートの提出

- (1) レポートの提出は、授業担当教員及び掲示による指示に従って提出すること。
- (2) 提出期限を経過したものについては、受理しない。

7) 成績評価

(1) 成績評価

試験の成績は次の区分により評価する。

評 定	合 格				不 合 格
評 価	100～90点	89～80点	79～70点	69～65点	64点以下
	秀	優	良	可	不可

(2) 成績発表

成績発表（最終評価）は年度末に行う。

4. アセスメントポリシー

(各学年の受験資格、評価要件および進級、卒業判定)

1) 第1～4学年の定期試験の受験資格と実習評価の要件

当該科目における前期、後期の出席率がいずれも80%以上であること。

2) 第5学年臨床実習の各期の終了試験の受験資格と実習評価の要件

各期における臨床実習出席率がいずれも80%以上であること。

3) 総合試験、共用試験、卒業試験の受験資格

- (1) 第1学年の総合試験1Dの受験資格：朝礼、総合演習1D、科目選択ゼミナール、ES、HRの各出席率が全て80%以上であること。
- (2) 第2学年の総合試験2Dの受験資格：朝礼、総合演習2D、科目選択ゼミナール、ESの各出席率が全て80%以上であること。
- (3) 第3学年の総合試験3Dの受験資格：朝礼、総合演習3D、科目選択ゼミナール、ESの各出席率が全て80%以上であること。
- (4) 第4学年の共用試験（OSCE、CBT）の受験資格：朝礼、総合演習4D、ES、フィードバックの各出席率が全て80%以上であること。
- (5) 第5学年の総合試験5Dの受験資格：朝礼、全科必修試験、総合演習5D、フィードバックの各出席率が全て80%以上であること。
- (6) 第6学年の卒業試験の受験資格：朝礼、各科目の講義、卒試フィードバック、各試験（実力試験、確認試験、外部模試）、強化講義の各出席率が全て80%以上であること。

※注意1 いずれの試験も、試験直前までの出席率で受験資格が判定される。
実力試験、確認試験、模擬試験、全科必修試験は、正当な理由のない1回の欠席につき最終評価から0.5点を減じる。

※注意2 下記については、一定基準をクリアすれば出席が免除される。

- 1) 科目選択ゼミナール
- 2) 追再試験対策の演習
- 3) 確認試験
- 4) フィードバック
- 5) 全科必修試験

※注意3 出席が免除された時間数は、出席したとして処理される。

4) 進級および卒業条件

- (1) 第1～3学年は、各科目および各実習の最終評価で全て65点以上を取得し、なおかつ総合試験1～3Dで68.00%以上を取得した者を合格とする。
- (2) 第4学年は、各科目および各実習の最終評価で全て65点以上を取得し、なおかつCBTおよびOSCEで70.00%以上を取得した者を合格とする。
- (3) 第5学年は、知識点と臨床実習最終評価でいずれも平均65点以上を取得し、なおかつ総合試験5Dで68.00%以上を取得した者を合格とする。
- (4) 第6学年は、3回の卒業試験で平均70.00%以上を取得した者を合格とする。

※注意4 各実習や各科目の成績評価は授業概要の各科目に掲載している。

※注意5 各実習や各科目の最終評価には、定期試験、中間試験、適宜試験、小テスト、などの結果の他に、出席率や態度評価も含めることができる。

※注意6 2020年4月からは、総合試験1D、2D、3D、5Dは**70.00%以上**を取得した者を合格とする。

※受験資格の補足

- 注) 1 各期とは：第1学年から第4学年にあっては前期および後期，第5，6学年にあっては各期を別に定める。
- 注) 2 欠席扱いをしない事項（欠席届，忌引き届が必要）
- ①忌引き 本人の父兄，子および配偶者；7日間
それ以外（親族，祖父母，兄弟姉妹，配偶者の父兄および兄弟姉妹）：3日間
 - ②学校感染症（第1種，2種，3種），その他の感染症：医師からの診断書必要（インフルエンザ等は登校停止）
 - ③緊急に対処すべき危機が発生又は危機発生が予想される事態に，大学から自宅待機等の指示が発令された場合（連絡網やホームページ等で確認すること）
 - ④本学または公的機関から要請があった場合
 - ⑤その他，欠席扱いをしない事項は学生部委員会が別に定める。
- 注) 3 欠席届は，登校した日から1週間以内に提出すること。1週間以内に提出がない場合には，無断欠席として取り扱う。